瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市文化財保護審議会条例 (案)

(設置)

第1条 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第190条第2項の規定に基づき、瀬戸内市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、文化財の保護、保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して市長に建議する。

(組織)

- 第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。
- 2 委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから市長が任命又は 委嘱する。

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任 期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、任期満了後であっても、新たに委員が任命又は委嘱されるまでは、そ の職務を行うものとする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 審議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 審議会の会議は、委員長が必要に応じ招集し、委員長が議長となる。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決する ところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、●●●●において行う。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償は、瀬戸内市特別職の職員で非常勤のものの報酬 及び費用弁償に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第41号)の定めるところにより支給する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が 別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(瀬戸内市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 瀬戸内市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 16年瀬戸内市条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表中「文化財保護委員」を「文化財保護審議会委員」に改める。

(会議の招集の特例)

3 この条例の施行の日以後最初に開催する会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。